

自転車安全利用五則（愛知県版）を守りましょう！

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

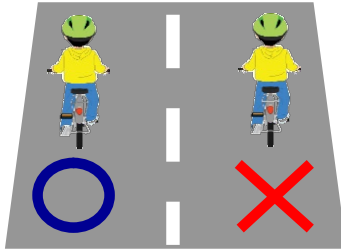
◆歩道を通行できる場合があります

- 「通行可」の標識や標示があるとき
- 車道または交通の状況から歩道通行することがやむを得ないと認められるとき（道路工事・違反駐車等）
- 児童、幼児、70歳以上の高齢者及び身体に障害がある人が運転するとき



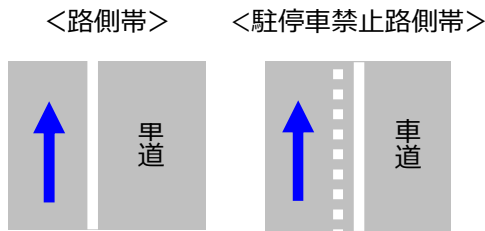
② 車道は左側を通行

自転車は車道を通行するとき、**車道の左端**に寄って通行しなければなりません。



◆車道の左側の路側帯を通行できます

※路側帯…歩道と車道の区別がない道路の左端に引かれた白線の外側部分



車道の右側の路側帯を通行すると3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられます。

③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

歩道を通行できる場合でも、**車道寄り**の部分ですぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げなければなりません。



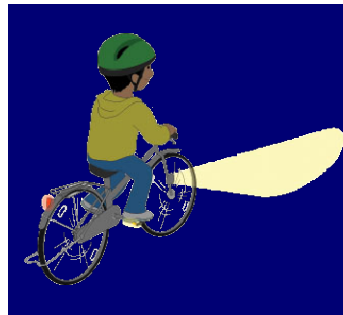
④ 安全ルールを守る

◆二人乗り・並進走行の禁止



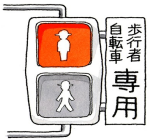
◆夜間はライトを点灯

自分の存在を目立たせ、車のドライバーから見やすいように、**必ずライトを点灯**しましょう。また、**反射材**を装着・着用しましょう。



◆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号に従いましょう。



歩行者・自転車専用信号機

「止まれ」の標識がある場所では、**必ず一時停止**しましょう。「止まれ」の標識がなくても、**見通しの悪い交差点**では、必ず**徐行**し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。



◆飲酒運転の禁止

道路交通法第 65 条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と規定されています。**飲酒運転は犯罪**です。絶対にやめましょう。



⑤ 自転車利用者はヘルメットを着用

転倒や事故の際に頭を守ってくれることが、ヘルメットの最も重要な役割です。自転車を利用する際は**子供も大人もヘルメットを着用**しましょう。



あごひもはしっかり締めましょう！